

(2) 大都市の税財政における現状と問題点

大阪市の財政は、昭和30年代末に、シャープ税制に起因する税収入の伸び悩みに加え、都市問題の深刻化などによって巨額の財源不足を生じました。

このような中で、自主的収支改善策の実施に努めるとともに、国に対し、税財政制度の改善要望を続けながら、市民福祉の充実や都市基盤と生活環境の整備など市民生活の向上に努めてきました。

しかしながら、昭和48年秋の石油危機による影響とその後の低成長経済への移行のなかで、税収入の伸び悩みと財政需要の増加などによって多額の収支不足を生じる事態に直面しました。

その後、積極的に歳入の確保をはかる一方、歳出の節減に努めてきており、昭和53年度からは決算収支は改善に向かい、実質収支についても、平成元年度から18年連続してわずかながら黒字となりましたが、多額の特別債や地方交付税に頼っている状況にあります。

(下表参照)

こうした財政状況は、景気の影響のみならず、根本的には、現行の市町村税制が個人所得や資産への課税を中心に構成され、都市の経済活動を反映できる税の配分が少ない仕組みとなっており、それがすべての市町村に画一的に適用されていることや、府県に代わって広範な行政を行っているにもかかわらず、財政需要に見合った税制上の特例措置がほとんどないことなどが大きな要因であり、地方税中心の歳入構造とはなっていません。

－ 補てん財源等の推移 －

(単位：億円)

	元決 (1989)	2決 (1990)	3決 (1991)	4決 (1992)	5決 (1993)	6決 (1994)	7決 (1995)	8決 (1996)	9決 (1997)	10決 (1998)	11決 (1999)	12決 (2000)	13決 (2001)	14決 (2002)	15決 (2003)	16決 (2004)	17決 (2005)	18決 (2006)	19見込 (2007)	20予 (2008)
特別債	48	49	45	283	436	619	835	576	699	905	666	385	(157) 494	(367) 816	(611) 1,096	(439) 963	(337) 696	(300) 517	(273) 740	(256) 500
地方交付税	46	14	12	13	12	48	134	128	38	152	588	767	799	844	805	728	607	472	108	160
合計	94	63	57	296	448	667	969	704	737	1,057	1,254	1,152	1,293	1,660	1,901	1,691	1,303	989	848	660

(注1) 特別債は、地方交付税等により償還のための財源が措置される特別な起債である。

(注2) 上段()書数値は、臨時財政対策債で内数である。

(注3) 19年度(2007)は、20年(2008)2月補正後予算、20年度(2008)は当初予算である。

一財政収支状況の推移（一般会計決算）一

（単位：百万円）

区 分 年 度	歳入額	歳出額	歳入歳出差引 決算収支 (a)	翌年度に繰越 すべき財源 (b)	差引実質 財源不足 (a - b)
35 (1960) 決算	42,322	41,343	979	519	460
36 (1961) 決算	53,920	53,412	508	551	▲ 43
37 (1962) 決算	65,443	65,360	83	3,543	▲ 3,460
38 (1963) 決算	73,711	75,411	▲ 1,700	4,995	▲ 6,695
39 (1964) 決算	88,312	89,271	▲ 959	3,797	▲ 4,756
40 (1965) 決算	99,294	99,720	▲ 426	2,429	▲ 2,855
41 (1966) 決算	121,952	122,318	▲ 366	1,723	▲ 2,089
42 (1967) 決算	134,317	134,643	▲ 326	2,917	▲ 3,243
43 (1968) 決算	164,342	164,620	▲ 278	2,969	▲ 3,247
44 (1969) 決算	200,697	200,935	▲ 238	2,623	▲ 2,861
45 (1970) 決算	228,056	228,240	▲ 184	3,505	▲ 3,689
46 (1971) 決算	271,974	272,167	▲ 193	3,335	▲ 3,528
47 (1972) 決算	325,143	325,332	▲ 189	3,465	▲ 3,654
48 (1973) 決算	400,708	400,623	85	4,073	▲ 3,988
49 (1974) 決算	488,696	488,561	135	3,214	▲ 3,079
50 (1975) 決算	540,499	543,887	▲ 3,388	1,507	▲ 4,895
51 (1976) 決算	587,161	589,129	▲ 1,968	1,323	▲ 3,291
52 (1977) 決算	669,702	670,669	▲ 967	1,125	▲ 2,092
53 (1978) 決算	740,683	740,579	104	1,127	▲ 1,023
54 (1979) 決算	798,454	798,168	286	1,135	▲ 849
55 (1980) 決算	870,410	869,991	419	1,135	▲ 716
56 (1981) 決算	917,811	917,370	441	1,129	▲ 688
57 (1982) 決算	971,535	970,973	562	1,149	▲ 587
58 (1983) 決算	994,904	994,306	598	1,104	▲ 506
59 (1984) 決算	1,037,303	1,036,677	626	1,122	▲ 496
60 (1985) 決算	1,063,677	1,063,018	659	1,149	▲ 490
61 (1986) 決算	1,118,186	1,117,503	683	1,135	▲ 452
62 (1987) 決算	1,224,221	1,223,411	810	1,144	▲ 334
63 (1988) 決算	1,277,749	1,276,546	1,203	1,461	▲ 258
元 (1989) 決算	1,389,484	1,386,683	2,801	1,478	1,323
2 (1990) 決算	1,457,506	1,455,051	2,455	1,174	1,281
3 (1991) 決算	1,531,152	1,528,288	2,864	1,255	1,609
4 (1992) 決算	1,639,088	1,636,047	3,041	2,111	930
5 (1993) 決算	1,757,954	1,750,941	7,013	6,243	770
6 (1994) 決算	1,808,691	1,795,847	12,844	12,414	430
7 (1995) 決算	1,900,037	1,891,058	8,979	8,254	725
8 (1996) 決算	1,874,320	1,860,952	13,368	12,451	917
9 (1997) 決算	1,853,741	1,845,330	8,411	7,621	790
10 (1998) 決算	1,874,215	1,860,147	14,068	13,546	522
11 (1999) 決算	1,919,373	1,915,096	4,277	3,915	362
12 (2000) 決算	1,878,689	1,869,980	8,709	8,333	376
13 (2001) 決算	1,888,297	1,883,998	4,299	3,989	310
14 (2002) 決算	1,811,064	1,808,463	2,601	2,355	246
15 (2003) 決算	1,757,022	1,754,417	2,605	2,413	192
16 (2004) 決算	1,748,534	1,746,685	1,849	1,620	229
17 (2005) 決算	1,698,636	1,697,039	1,597	1,343	254
18 (2006) 決算	1,604,472	1,601,729	2,743	2,377	366
19 (2007) 当初予算	1,626,178	1,626,178	—	—	—
20 (2008) 当初予算	1,592,504	1,592,504	—	—	—

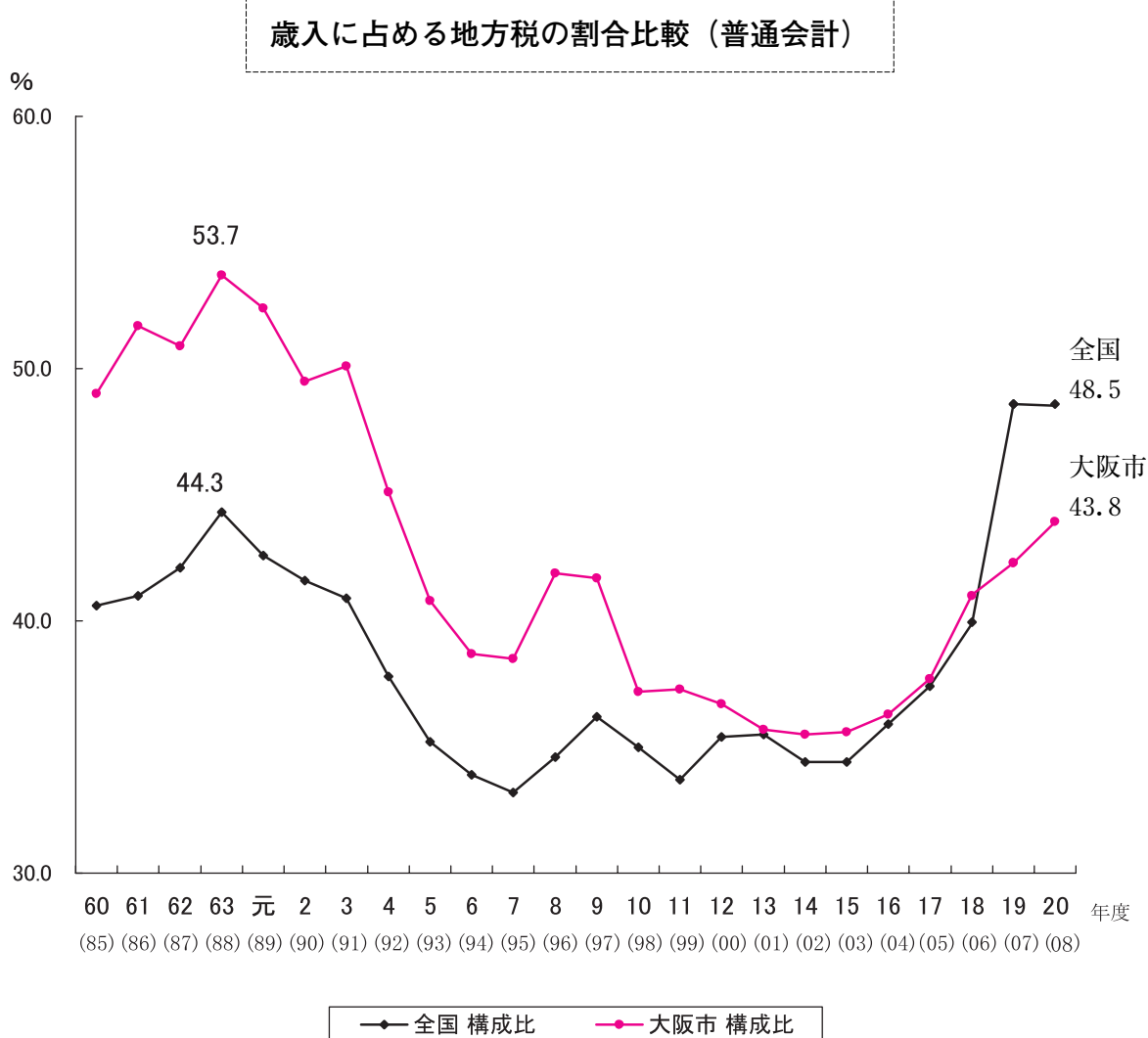
(注) 35(1960)・36年度(1961)の歳入歳出額は、下水・公営事業費を除いた実質比較数値である。

①歳入に占める割合が低い大阪市税

地方分権が本格化するなか、地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を行うためには、地方税の充実確保が喫緊の課題です。こうしたなか、平成18年度までの三位一体の改革により、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、依然として、歳入に占める地方税の割合は5割にも満たないなど、地方税中心の歳入構造とはなっていません。とりわけ、大阪市においては、

- ・ 現行の市町村税が、法人所得課税、消費・流通課税といった都市的税目に乏しいため、市内の活発な経済活動が市税収入に反映されていないこと、
- ・ 事務配分の特例により府に代わって事務を行っているにもかかわらず、それに見合った税源が措置されていないこと、
- ・ これまでの長期にわたる地価の下落などにより固定資産税・都市計画税が減収してきたこと、

などにより、歳入に占める市税の割合が、全国と比較してもより低い状況にあります。

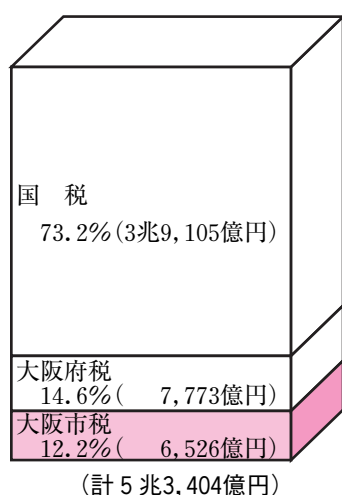


(注) 大阪市の19年度(2007)・20年度(2008)は予算、全国の19年度(2007)・20年度(2008)は地方財政計画である。

②大阪市には12.2%しか入らない市域内税収

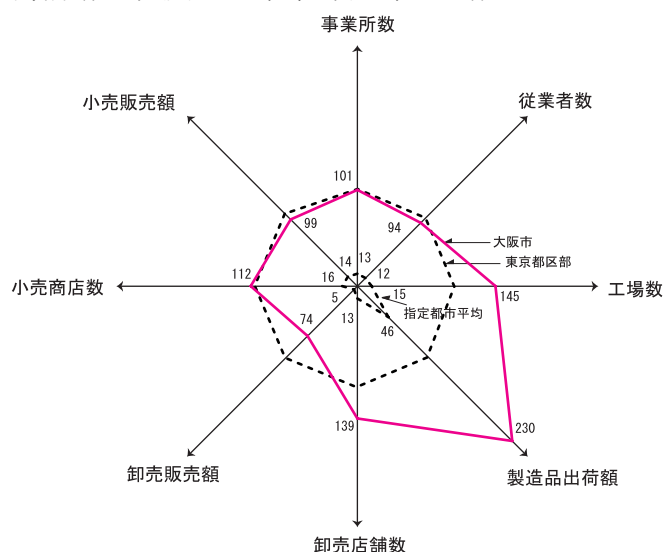
大阪市は、高密度な経済活動の場となっており、市内で納められる税は、平成18年度で国税、地方税合わせて約5.3兆円と非常に多額ではありますが、豊かな税源を充分吸収し得ない税制度のために、このうち市税として大阪市へ入る割合は、わずか12.2%に過ぎません。

大阪市域内税収の配分状況（平成18年度決算） (2006)



〔参考〕経済活動の集積状況

－経済活動の密度は、東京都区部に匹敵している－



(注) 市域面積当りの各指標について、東京都区部を100としたときの指数である。

資料：事業所・企業統計(平成18年)、工業統計(平成17年)、商業統計(平成16年)による。
(2006) (2005) (2004)

- ◎ 国・府支出金や地方交付税・譲与税・交付金による国・府からの大阪市への還元についても、大阪市域内の国・府税収入のわずか15.2%にとどまっており、還元後の市域内税収の大阪市への配分割合は、25.5%にとどまっている。

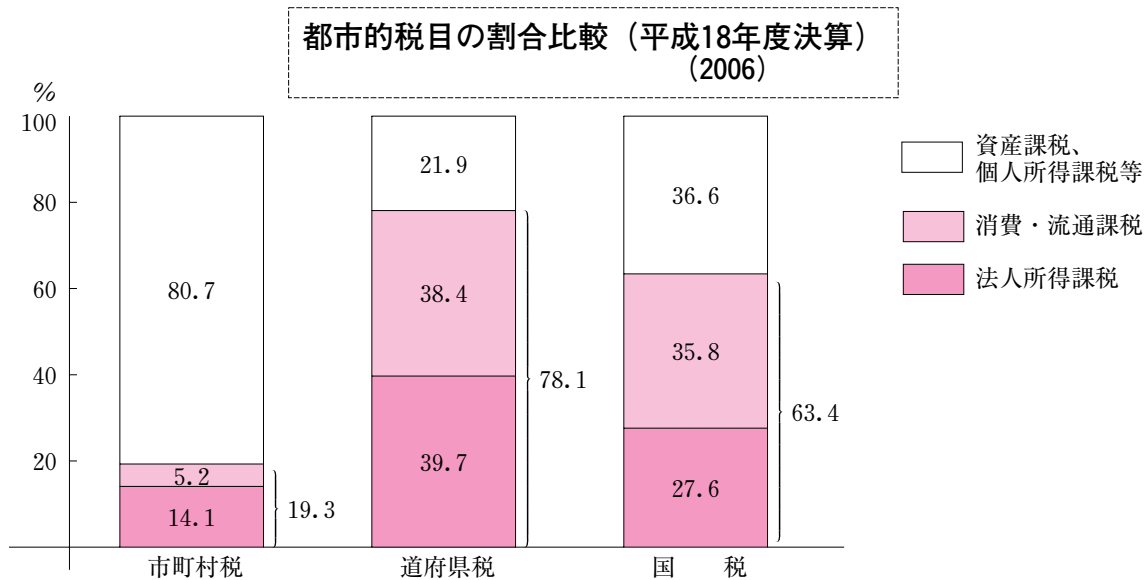
○大阪市域内税収の還元額（平成18年度決算） (2006)

区 分	市域内税収額 ①	還元額 ②	還元率 ②/①
国 税	3兆9,105億円	5,626億円	14.4%
府 税	7,773億円	1,483億円	19.1%
計	4兆6,878億円	7,109億円	15.2%
市 税	6,526億円	6,526億円	100.0%
合 計	5兆3,404億円	1兆3,635億円	25.5%

(注) 還元額は特別会計を含む全会計ベースである。

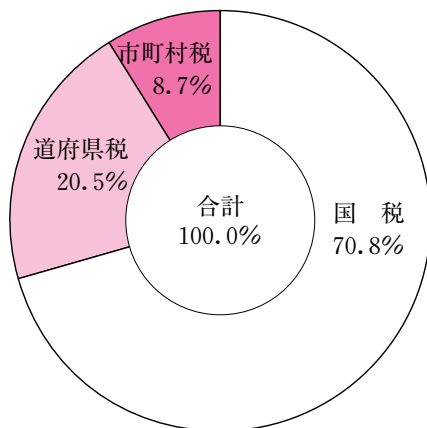
③都市的税目に乏しい市町村税

市町村税は、法人所得課税、消費・流通課税といった経済活動を反映できる都市的税目に乏しく、これが本市など大都市において増大する都市的財政需要に市税収入が対応しきれない大きな要因となっています。



(注) 税目の区分は、OECD歳入統計の区分基準による。

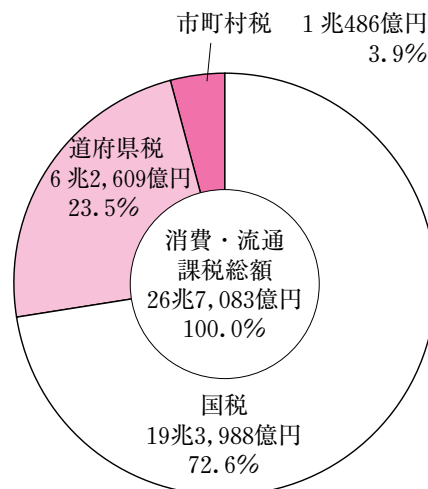
法人所得課税<実効税率>の配分状況 （平成19年度） （2007）



- (注) 1. 実効税率とは、(1)法人税・法人事業税と法人住民税で課税標準が異なること、(2)法人事業税が損金算入されること、を調整した上で、国と地方を合わせた法人所得に対する統一的な税率水準を表したものである。
2. 「地方法人特別税」が創設された場合、配分状況は国税80.9%、道府県税10.4%、市町村税8.7%となる。

- ◆国 税
法人税
- ◆道府県税
事業税（法人分）
道府県民税（法人分）
- ◆市町村税
市町村民税（法人分）

消費・流通課税の配分状況（平成18年度決算） （2006）



- (注) 譲与税・交付金による還元後の配分状況は、国税70.0%、道府県税17.4%、市町村税12.6%となっている。

- ◆国 税
消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、関税など
- ◆道府県税
地方消費税、たばこ税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税など
- ◆市町村税
軽自動車税、たばこ税、入湯税など

④大都市特例事務にかかる税制上の措置不足

大都市では、地方自治法に基づき、府県が行うこととされている事務のほか、道路法に基づく国・府道管理事務なども行っています。これらに要する一般財源のうち、税制上の措置がなされているのは、大阪市では約2割にすぎません。

—大都市の事務配分の特例—

地方自治法252条の19の規定に基づくもの（19項目）

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| ・ 児童福祉 | ・ 母子家庭 | ・ 精神保健 |
| ・ 民生委員 | ・ 老人福祉 | ・ 結核予防 |
| ・ 身体障害者福祉 | ・ 母子保健 | ・ 都市計画 |
| ・ 生活保護 | ・ 障害者自立支援 | ・ 土地区画整理事業 |
| ・ 行旅病人・死亡人 | ・ 食品衛生 | ・ 屋外広告物規制 |
| ・ 社会福祉事業 | ・ 墓地埋葬等規制 | |
| ・ 知的障害者福祉 | ・ 環境衛生規制 | |

その他の法令に基づくもの

- | | |
|------------|----------------|
| ・ 国・府道管理 | ・ 道府県費教職員の任免研修 |
| ・ 衛生研究所 | ・ そ の 他 |
| ・ 定時制高校人件費 | |

特例経費にかかる税制上の措置不足額（平成19年度大阪市予算） （2007）

